

平成26年2月
滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成26年2月5日 開会

平成26年2月5日 閉会

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会

平成26年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目次

○会議録 [2月5日(水)]

出席議員の番号氏名	1
欠席議員の番号氏名	1
会議に出席した者の職氏名	1
議事日程	2
会議に付した事件	2
開会	3
諸般の報告	3
日程第1 議席の指定	3
日程第2 会議録署名議員の指名	3
日程第3 会期の決定	4
日程第4 副議長辞職の件	4
追加日程第1	
副議長選挙	4
日程第5 議案第1号から議案第8号まで一括議題 (平成25年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算他7件)	6
閉会	15

平成26年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成26年2月5日

開会 午後2時30分

閉会 午後2時54分

平成26年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

招集年月日 平成26年2月5日（水曜日）

招集場所 広域連合議会議場（滋賀県庁北新館3階）

会議に出席した議員（15名）

1番 越 直 美	2番 大久保 貴
3番 藤 井 勇 治	5番 平 沢 克 俊
6番 宮 本 和 宏	7番 野 村 昌 弘
8番 正 木 仙治郎	9番 山 仲 善 彰
12番 小 椋 正 清	13番 平 尾 道 雄
14番 平 尾 義 明	15番 竹 山 秀 雄
17番 伊 藤 定 勉	18番 北 川 豊 昭
19番 久 保 久 良	

会議に欠席した議員（3名）

4番 富士谷 英 正	10番 谷 畑 英 吾
11番 福 井 正 明	

欠員（1名）

16番

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 橋 川 涉	副広域連合長 村 西 俊 雄
副広域連合長 古 川 源二郎	事務局長 岡 山 正 行
事務局次長 川 北 美 成	業務課長 前 川 学

職務のため出席した者の職氏名

書 記 大 石 教 夫	書 記 井 口 明 洋
-------------	-------------

議事日程

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 副議長辞職の件
- 第 5 議案第 1 号から議案第 8 号
(平成 25 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
他 7 件)

追加日程

- 第 1 副議長の選挙

会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 副議長辞職の件
- 日程第 5 議案第 1 号から議案第 8 号
(平成 25 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
他 7 件)

- 追加日程第 1 副議長の選挙

議事の経過

開会 午後 2 時 3 0 分

(開会 開議)

○議長（藤井勇治君） ただいまから、平成 2 6 年 2 月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

本日の出席議員は 1 5 名、欠席議員は 3 名。欠席議員は、富士谷英正議員、谷畑英吾議員、福井正明議員であります。

また、関係市町の副町長でなくなったことから、愛荘町選出の広域連合議会議員が 1 名欠員となっておりますので、ご報告いたします。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職・氏名は、お手元に配付いたしております文書のとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第 1)

○議長（藤井勇治君） 日程第 1、議席の指定を行います。

今回当選されました議員の議席番号は、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第 5 条第 2 項の規定により、指定いたします。

北川豊昭議員は、1 8 番に指定いたします。

(日程第 2)

○議長（藤井勇治君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 9 7 条の規定により、1 3 番 平尾道雄議員、1 5 番 竹山秀雄議員を指名いたします。

(日程第 3)

○議長（藤井勇治君） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

本日の定例会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤井勇治君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

(日程第4)

○議長(藤井勇治君) 日程第4、「副議長辞職の件」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、17番、伊藤定勉議員の退場を求めます。

(17番 伊藤定勉議員 退席)

書記に辞職願を朗読させます。

(書記朗読)

お諮りをいたします。

伊藤定勉議員の「副議長の辞職」を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、伊藤定勉議員の「副議長の辞職」を許可することに決定しました。

17番 伊藤定勉議員の入場を許可します。

(17番 伊藤定勉議員 着席)

(追加日程第1)

ただ今、副議長が欠けました。

お諮りをいたします。

「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を

変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加議事日程をお配りしますので、そのままお待ちください。

(追加議事日程配付)

追加日程第1、「副議長の選挙」を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りをいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

副議長に、竹山秀雄議員を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま、指名いたしました、竹山秀雄議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、竹山秀雄議員が、副議長に当選されました。

竹山秀雄議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

竹山秀雄議員、登壇して、ごあいさつをお願いします。

(15番 竹山秀雄議員発言台に登壇)

○副議長（竹山秀雄君） ただ今、議長からご指名を受け、皆様のご賛同を得まして、副議長に就任いたします竹山秀雄でございます。

微力ではありますが、議長のもと、本議会の円滑な運営に努めてまいります。議員の皆様のご協力を心からお願い申し上げます。

言葉足りませんが、就任のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(日程第5)

○議長（藤井勇治君） 日程第5、議案第1号から議案第8号までを一括議題といたします。書記より議件を朗読させます。

○書記（大石教夫君） 議件を朗読いたします。

議案第1号平成25年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）、議案第2号平成25年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第3号滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号平成26年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、議案第6号平成26年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算、議案第7号滋賀県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、議案第8号滋賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて

以上です。

○議長（藤井勇治君） 議件の朗読が終わりましたので、広域連合長から提案理由の説明を求めます。

連合長。

○広域連合長（橋川 渉君） 本日、議員の皆様方のご参集をいただき、平成26年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、諸案件の審議を願うに当たり、その概要を説明させていただきますとともに、諸般の報告をさせていただきます

ます。

昨年末に成立・公布された「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づき、持続可能な医療保険制度等を構築するため、70歳代前半者に係る患者負担特例の見直しや高額療養費制度の見直し、国民健康保険及び後期高齢者医療の低所得者に対する保険料軽減措置の拡充等について、現在、見直しに向けた手続きが進められております。

当広域連合といたしましては、引き続き国の動向を注視し、被保険者の方々が安心して必要な時に必要な医療を受けていただけるよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

また、今通常国会に提出された平成26年度予算案によりますと、社会保障関係費は30兆2,251億円で、初めて30兆円を超える過去最大の予算規模であり、うち、後期高齢者医療制度関係経費は4兆7,440億円で対前年度比6.1%増となっております。

これは医療費の4.4%増に加え、低所得者等の保険料を軽減する特例措置の交付金を従来の補正予算ではなく、当初予算に計上されたことにより、高い伸びとなったものであります。

また、医療費総額から患者一部負担金を除いた医療給付費は、14兆3,834億円、対前年度比4.2%増と見込まれております。

こうした中、当広域連合の平成26年度特別会計予算案は対前年度比3.9%の増となっており、うち保険給付費は3.4%増を見込んでおります。

次に、「医療費等の動向」について申し上げます。

まず、被保険者数の推移ですが、平成25年4月から11月までの伸び率は、対前年度同期比2.14%増であり、当初想定しておりました2.57%を下回っております。

一方、一人当たり医療給付費については、3月診療分から10月診療分までの8か月の実績で、対前年度同期比2.25%増の伸びを示しており、当初想定しておりました1.82%を上回っております。

医療給付費全体と致しましては、被保険者数が想定よりも低く推移したこともあり、

これまでのところ4.44%の伸びとなっており、これは年度当初に想定しておりました伸び4.43%とほぼ同率となっております。

今後については、インフルエンザも流行しており、これまでからも冬場の医療費は高くなる傾向を示しておりますので、引き続き、その動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、「第4期保険料率の改定」について申し上げます。

平成26・27年度の第4期保険料率の改定につきましては、市町をはじめ国、県との協議を重ねてまいりました。

基本的な考え方と致しましては、引き続き被保険者の増加や医療の高度化に伴う一人当たり医療費の上昇に加え、高齢者負担率の引上げや診療報酬改定の影響を加味する一方で、本年4月からの消費税率の引上げや公的年金の特例解消等、高齢者を取り巻く環境は厳しさを増していることを考慮し、高齢者の負担の急増を緩和するとともに、健全な財政運営を確保することを第一義に検討してまいりました。

そのため、剰余金の投入、また、これまでと同様、審査支払手数料の市町負担をお願いするとともに、県からは、保険料増加抑制のため財政安定化基金交付金について、国標準を上回る交付を受けられることになったところでございます。

これらの増加抑制策を講じることにより、被保険者均等割額は44,886円、所得割率は8.73%となり、一人当たり平均保険料は年額65,888円で、対前期3,726円の増額、5.99%の上昇率となります。

今後とも被保険者の方々が安心して、必要な時に必要な医療を受けていただくためには、適切な保険料の設定であると判断いたしているところでございます。

議員各位におかれましては、第4期保険料率の改定につきまして、ご理解をいただき、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、「平成26年度予算」について申し上げます。

第4期保険料率の初年度にあたり、被保険者の方々が安心して必要な医療を受けていただけるよう、一つ目は「後期高齢者医療制度の着実な運営」、二つ目には「財政基盤の安定運営」、三つ目には「高齢者の健康づくりと医療費適正化の推進」の3つの基本方針のもとに、本県の特長や地域の実情に応じた、きめ細やかな施策に取り組

むことを主眼に置き、予算編成に取り組んでまいりました。

具体的には、基幹業務である保険給付を適正かつ円滑に行うとともに、高齢者の健康の保持増進を図るため、「高齢者健康づくり基盤整備推進事業」や市町と連携した「健康診査」を継続して実施してまいります。

また、これまでの事業実施により医療費抑制効果が確認された「重複・頻回受診者訪問指導事業」を拡充するとともに「医療費通知」や「ジェネリック医薬品利用差額通知」を継続して実施していくことで、高齢者の健康づくりと併せて医療費適正化の推進に努めてまいりたいと考えております。

それでは、今議会に提出しております議案につきまして、ご説明いたします。

議案第1号及び議案第2号は、平成25年度の当広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計の補正予算でございます。

まず、議案第1号の一般会計補正予算は554万円を減額しようとするものです。

その内訳は、肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業について、当初、接種人数を1万人と見込んでおりましたが、さらに1千人分の増加を見込み300万円の増額をするとともに、その他、医療費適正化事業や事務局運営費の所要額を精査し減額をするものです。

次に、議案第2号の特別会計補正予算は15億5,900万円を増額しようとするものです。

その内訳は、これまでの給付実績を基に今後の保険給付費を推計したところ、当初の予定を下回る見込みであることから4億7,765万円を減額するとともに、想定外の医療費増加に備えて国庫負担金が20億4,345万円超過交付されることから、これを予備費に措置するものでございます。

次に、第4期保険料率設定に伴う関係条例の改正案件でございます。

議案第3号は保険料について所要の改正を行おうとするものであり、その改正内容は次の4点です。

1点目は、平成26・27年度の第4期保険料率につきまして、所得割率を100分の8.73、被保険者均等割額を44,886円と定めるものであり、2点目は、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正に伴い、保険料の賦課限度額が

引き上げられたことから、その額を57万円と定めるものであり、3点目は、「同法律施行令」の改正に伴い、平成26年度から保険料軽減対象の拡大を行うものであり、4点目は、平成26年度においても保険料軽減の特例措置を継続する、というものでございます。

次に、議案第4号においては、平成26年度における保険料軽減措置を実施するための財源として、後期高齢者医療制度臨時特例基金を処分することができるよう、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第5号及び議案第6号は、「平成26年度の当初予算」でございます。

先ほど申し上げました増加する医療費に対応する保険給付費や、高齢者の健康づくりのための取組み、医療費適正化に要する経費などを計上しておりまして、この結果、平成26年度の一般会計当初予算の総額は1億4,600万円、後期高齢者医療特別会計の総額は1,395億9,400万円、広域連合全体では1,397億4千万円となり、平成25年度に比べて51億9,800万円、3.9%の増となったところでございます。

次に、人事案件でございますが、議案第7号は、公平委員会委員である野村正昭氏が3月31日付をもって任期満了となることから、引き続き同氏を公平委員会委員として選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第8号は、村西俊雄副広域連合長が3月4日の任期をもって愛荘町長を勇退されますことから、当広域連合規約第12条第4項の規定により同日付で副広域連合長の職を退かれることとなります。

その後任として、伊藤定勉氏を副広域連合長に選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

なお、選任する副広域連合長の任期は、村西副広域連合長の任期満了の翌日である3月5日からとなります。

以上、8件の議案につきまして、何とぞよろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

○議長（藤井勇治君） 提案理由の説明が終わりました。

まず、議案第1号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第1号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第1号「平成25年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長（藤井勇治君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第2号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第2号「平成25年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長（藤井勇治君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第3号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第3号「滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（藤井勇治君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第4号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第4号「滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（藤井勇治君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第5号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第5号「平成26年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（藤井勇治君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第6号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第6号「平成26年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（藤井勇治君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第7号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第7号「滋賀県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり同意することに決しました。

ご着席ください。

次に、議案第8号について、

地方自治法第117条の規定により、17番 伊藤定勉議員の退場を求めます。

(17番 伊藤定勉議員 退席)

次に、議案第8号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第8号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第8号「滋賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり同意することに決しました。

ご着席ください。

17番 伊藤定勉議員の入場を許可します。

(17番 伊藤定勉議員 着席)

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成26年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後2時54分

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第97条の規定により下記に署名する。

平成26年2月5日

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長

藤井 勇 治

署 名 議 員

平 尾 道 雄

署 名 議 員

竹 山 秀 雄